

袴田さん 再審決定

差し戻しで判断一転

東京高裁 66年静岡一家殺害

1966年に静岡県の一家4人が殺害された事件を巡り、死刑が確定した袴田巖さん(87)の第2次再審請求の差し戻し審で、東京高裁(大善文男裁判長)は13日、再審開始を認める決定を出した。2014年の静岡地裁の開始決定を高裁が18年に退け、最高裁が20年に差し戻していた。事件から57年近くを経て、改めて再審の扉が開いた。



袴田巖さんの第2次再審請求の差し戻し審で、再審を認める決定を伝える関係者(中央) 13日午後2時2分、東京高裁前



袴田巖さん

差し戻し審では、確定判決が「犯行着衣」とした衣類5点に残っていた血痕の変色状況が争点になった。衣類は事件から約1年2カ月後、袴田さんの勤務先だったみそ工場のみそタンク内で従業員が見つけた。血痕には赤みがあり、最高裁は血痕がみそ漬けされた場合、どう変色するのか検討するよう求めていた。

へモグロビンの赤色が次第に失われ「数カ月で黒色化し、1年以上では赤みは残らない」として、衣類は捏造証拠だと主張した。検察側も実験を実施し「1年2カ月が過ぎても赤みを観察できた」と反論していた。

再審開始を認めた静岡地裁決定は、衣類の血痕は袴田さんや被害者のものではない可能性が高いとした弁護側のDNA型鑑定を信用できると判断。死刑と拘留の執行停止も決定し、袴田さんは約48年ぶりに釈放された。差し戻し前の東京高裁決定は鑑定手法が信用できないとし、最高裁も支持してDNA型鑑定の判断は既に事実上決着。争点は血痕の赤みに絞られていた。